

キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入・運用業務プロポーザル 実施要領

1 目的

窓口証明書手数料の収納事務において、更なるキャッシュレス化を推進し、住民の利便性向上、職員の負担軽減及び業務の効率化を一体的に推進することを目的として、企画提案を募集し、最も適格と判断される事業内容及び事業者を当該事業の優先交渉権者として選定するものである。

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、次のとおりとする。提案上限額は、消費税額及び地方消費税額を含むこととする。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(1) キャッシュレス決済対応 POS レジシステムの導入

5,758,060 円

(2) キャッシュレス決済対応 POS レジシステムの運用保守

2,194,500 円

(3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

提案上限額に含めない

※(3)は、キャッシュレス決済ブランドごとの利用に要する月額利用料、決済金額に応じて発生する決済手数料等の変動費用であるため、提案上限額には含めないものの、参考見積書については、評価基準書内「項目8 提案価格」の評価において用いる。また、契約締結に際しては、提案のあった月額利用料及び決済手数料で契約を締結する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たしていること。

ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。

(2) 鈴鹿市契約規則第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 本業務にかかる公募の日から契約締結日までの間に、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱第3条に基づく資格停止を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年4月1日告示第93号）第5条第1項に規定する者に該当していないこと。

- (7) 令和4年以降に、官公庁発注の契約において、POSレジ・POSシステム、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末、スリッププリンタ、レシートプリンタ、管理画面又はこれに相当する機器の導入業務を行った実績を有すること。

5 提案事業者及び実施体制

- (1) 本プロポーザルの企画提案は、提案事業者の1者のみにより行うこと。
- (2) 運用保守事業者、指定納付受託者その他本業務に関連する事業者が提案事業者と異なることは妨げない。この場合、提案事業者は、これらの関連事業者が行う業務についても、本市に対する説明及び支援を行うこと。なお、本市が関連事業者との間で別途契約を締結する必要がある場合は、提案事業者は、その契約の相手方、契約内容、費用及び契約期間を、企画提案書又は参考見積書において明示すること。

6 スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
実施要領及び仕様書等の公告	令和8年8月21日（金）
質問の受付	令和8年9月4日（金）17時必着
プロポーザル参加表明書の提出	令和8年9月4日（金）17時必着
質問回答日	令和8年9月7日（月）予定
参加資格要件確認結果通知	令和8年9月7日（月）予定
企画提案書提出期限	令和8年9月18日（金）17時必着
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年9月25日（金）予定
審査結果の通知	令和8年9月29日（火）予定
仕様書等詳細協議	令和8年9月30日（金）から 予定

7 手続等

- (1) 実施要領及び仕様書等の公告

市ウェブサイトの実施要領及び仕様書等を掲載する。

- (2) プロポーザル参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書等を次により提出すること。押印は不要とする。

ア 提出方法

電子メールで送付後、電話で連絡すること。

イ 提出書類

(ア) プロポーザル参加表明書（様式第1号）

(イ) 会社概要（様式第2号）

(ウ) 同種業務実績調書（様式第3号）

※当該業務実績の契約書及び仕様書（約款等は不要）の写しを添付すること

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税並びに所在地（本店及び本件に関する契約締結権を委任された者が在籍する支店）における市税の未納税額のない証明書

(令和8年2月1日以降発行のもの)

ウ メール件名

【事業者名】キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入・運用業務_プロポーザル参加表明書

(3) 参加資格要件確認結果の通知

提出された参加申込書等の内容について、参加資格を満たしているか確認し、その結果について全ての事業者電子メール(プロポーザル参加表明書の担当連絡先メールアドレス宛)で通知する。

(4) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第4号)により提出すること。回答は、市ウェブサイトに掲載する。これ以降、事務手続きに関する質問などを除き、一切の質問を受け付けない。

ア 提出方法

電子メールで送付後、電話で連絡すること。

イ メール件名

【事業者名】キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入・運用業務_質問書

(5) 質問書に対する回答

提出された質問に対する回答は、市ウェブサイトに掲載する。

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加者は、企画提案書等を次により提出すること。

ア 提出方法

媒体種類ごとに次の部数を用意し、郵送(簡易書留郵便とする。)又は持参(ただし、土日を除く、午前9時~正午、午後1時~午後5時までとし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。)により提出すること。郵送の場合は、「6 スケジュール」に記載の期日までに必着のこと。

(ア) 紙媒体	正本	1部
	副本	8部

(イ) 電子媒体(CD-R等) 1部

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

- a ページ数は任意だが、プレゼンテーションの時間内に説明できる分量とすること。
- b 用紙は原則A4判とし、それを超えるものはA4判の大きさに折り曲げること
- c 「キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入・運用業務 プロポーザル評価基準表」(1) 項番1から8までの評価項目と評価観点の順に作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略すること。

- d 適宜、図や表等を使用して、専門的な知識のない者にも分かりやすい表現とすること。
- e 副本については、作成者が特定できる社名等を記載しないこと。
- (イ) 機能要件一覧兼機能要件適合状況一覧（様式第5号）
 - a 「適合状況」欄に凡例に従い、回答を記入すること。
 - b 「適合状況」欄で「◎」又は「△」を選択した場合は、「適合状況補足」欄に根拠を記載すること。
 - c 機能要件の実現に当たり提案金額とは別に費用が発生する場合は「適合状況」欄を「△」とし「適合状況補足」欄に金額を明記すること。
- (ウ) 参考見積書（様式第6—1号、様式第6—2号、様式第6—3号）
 - a 費用内訳を記載すること。
 - b 運用保守事業者、指定納付受託者その他本業務に関係する事業者が提案事業者と異なる場合、これらの関連事業者に支払う必要がある初期費用、月額保守費用、端末利用料、登録費用その他本業務に必要となる費用についても、内訳を明示すること。当該費用に係る参考見積書は、提案事業者の見積書に含める方法又は関連事業者が作成した参考見積書を別に添付する方法のいずれによることもできる。この場合において、参加希望者は、本業務に係る費用の総額が分かるよう取りまとめること。
 - c キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務に係る参考見積書（様式第6—3号）については、キャッシュレス決済ブランドごとの利用に要する月額利用料、決済金額に応じて発生する決済手数料等の変動費用であるため、提案上限額には含めないものの、参考見積書については、評価基準表内「項目8 提案価格」の評価において用いる。また、契約締結に際しては、提案のあった月額利用料及び決済手数料で契約を締結する。

ウ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出書類は原則非公開とするが、公文書公開請求があった場合は、鈴鹿市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (イ) 提出書類は、返却しない。
- (ウ) 提出書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (エ) 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (オ) 企画提案書等の提出は1者につき1案とする。

(7) プレゼンテーション

プロポーザルへの参加者は、提案内容のプレゼンテーションを行うものとする。

ア 実施時間

別途通知する。なお、順番は企画提案書等の受付順による。

イ 実施場所

鈴鹿市役所 本庁舎内会議室。詳細は、別途通知する。

ウ タイムスケジュール

- (ア) 入場・準備 5分
- (イ) プレゼンテーション 20分
- (ウ) 質疑応答 20分
- (エ) 片付け・退場 5分

エ その他

- (ア) 基本的には、提出された提案書に記載の順序に従い行うこととする。
- (イ) プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは提案事業者が用意し、自ら操作すること。
- (ウ) モニター、HDMI ケーブル、電源は本市が準備するが、それ以外に必要な機材は全て提案事業者にて用意すること。
- (エ) 資料の配布は認めない。
- (オ) プレゼンテーションへの出席者は、4 名までとする。

(8) 選定

優先交渉権者の選定までにかかわる審査は、キャッシュレス決済対応 POS レジシステム導入・運用業務プロポーザル審査委員会が評価基準表に基づき、優先交渉権者を選定する。

ア 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案事業者に通知するほか、市ウェブサイトで掲載する。

イ 計算方法

各委員の得点の合計を委員の数で除した数値を総得点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。

ウ 補足事項

- (ア) 提案事業者が 1 者のみの場合であっても、審査委員の採点の平均点が 120 点以上であれば、その提案事業者を優先交渉権者とする。
- (イ) 審査時の最高総得点が複数存在した場合、評価基準表の評価項目「機能要件への適合性」の得点が一番高い者を優先交渉権者とする。同項目においても同点であった場合、委員長のかじ引きによる抽選を行い、優先交渉権者を決定する。
- (ウ) 優先交渉権者選定後に当該参加事業者が「4 参加資格」を満たさなくなった場合、又は、辞退した場合、本市は次点の提案事業者を優先交渉権者とする。
- (エ) 審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また、異議申立ても受け付けないものとする。

(9) 契約の手続き等

ア 契約の締結

- (ア) 優先交渉権者と本市は、企画提案書の内容を基にして協議を行い、内容について合意に至り次第、見積合わせの後、随意契約により契約を締結するものとする。
- (イ) 優先交渉権者が辞退した場合及びその他の理由で契約が締結できない場合は、次に得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、各委員の平均点数が 120 点未満の提案事業者については、この限りではない。

イ 契約保証金

鈴鹿市契約規則第 27 条に規定によるものとする。

ウ 消費税及び地方消費税

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率によ

り計算するものとする。。

エ その他

企画提案の内容に基づく参考見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 提案書等の作成や出張等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 契約の相手方として決定するまでは、参加辞退届出書（様式第7号）の提出により、参加を辞退できるものとする。
- (4) 提案書等の作成において、本市より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (5) 緊急時等やむを得ない理由（自然災害等）により、本プロポーザルを実施することができないと本市が判断するときは、本プロポーザルを変更し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と事業者が協議の上、決定するものとする。

9 担当部署

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

- (1) 担当部署：鈴鹿市 地域振興部 戸籍住民課 プロポーザル担当者宛
- (2) 住所：〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
- (3) 電話：059-327-5056
- (4) 電子メール：kosekijumin@city.suzuka.lg.jp
- (5) 受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）